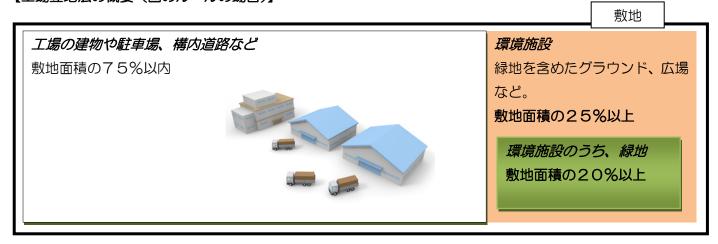
工場立地法の緑地率等を緩和します!

本市ではこれまで工場立地法の緑地率等については、国が定めた全国統一のルールを適用してきましたが、同法では市町村が地域の実情に応じ独自のルールを制定できることから、既存敷地の高度利用をより促進するため、環境に配慮しながら市独自の緑地面積率等を定めた条例を制定し、新規企業の立地や既存企業の設備投資を促進し、市内産業の活性化を図ります。

【工場立地法とは】

工場立地が環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則の公表及びこれらに基づく勧告、命令等を行い、これらを通じて国民経済の健全な発展と国民の福祉に 寄与することを目的に作られた法律です。

【工場立地法の概要(国のルールの場合)】



【国と新潟市が定めるルールの比較】

(現行)			_
区分	国が定める全国統一ルール		
	環境施設面積率		
準工業地域	敷地面積の	緑地面積率	
	25%以上	敷地面積の	本
工業地域·工 業専用地域		20%以上	即設
市街化調整区域			

本市の実情に即した設定が可能に

(変更案)
新潟市が新たに定めるルール
環境施設面積率

15%以上

緑地面積率
10%以上

10%以上

10%以上

緑地面積率
5%以上

※住居系、商業系の用途地域については現行どおりとします。また、新たに引き下げを行う上記の区分について も、周辺の地域の生活環境への十分な配慮を引き続き求めます。